

新型インフルエンザ等対策特別措置法の主な改正概要の整理(R3.2.3 改正)

区分	改正前	改正後																			
目的	第1条 (従来にはない対策)	● 「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を 加える																			
定義	第2条 新型インフルエンザ等 <ul style="list-style-type: none"> ● 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症 ● 同条第9項に規定する新感染症 	} 左記に加え、 ● 同条第8項に規定する 指定感染症 ● 「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」の 創設																			
知識普及	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する知識を普及し、その重要性等の理解を深め、国民への啓発に努める。 </div>	第13条第2項 左記に加え、 ● 差別の防止 に係る国及び地方公共団体の責務規定を 創設																			
臨時施設	従来は、緊急事態宣言中に開設可 (第48条の削除)	第31条の2 ● 「臨時の医療施設」が、政府対策本部が設置された段階から 開設可																			
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 緊急事態下では、同意得ずに使用可 (第49条) </div>	第31条の3 ● 上記施設にかかる土地等の使用 (ただし、所有者等の同意が必要)																			
重点措置	緊急事態措置との比較	第31条の4 ● 「新型インフルエンザ等 まん延防止等重点措置 」の 創設 ● 知事は、国へ措置を行うよう 要請可																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急事態</th> <th>まん延防止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>範囲</td> <td>都道府県単位</td> <td>市町単位</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>2年以内</td> <td>6か月以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">措置</td> <td>外出自粛、休業要請等</td> <td>時短要請等</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">要請等に従わない場合、命令や公表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">罰金 (過料)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">命令に従わない場合、</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30万円</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> </tbody> </table>		緊急事態	まん延防止	範囲	都道府県単位	市町単位	期間	2年以内	6か月以内	措置	外出自粛、休業要請等	時短要請等	要請等に従わない場合、命令や公表		罰金 (過料)	命令に従わない場合、		30万円	20万円	第31条の5 ● 県が総合調整しても協力要請、命令ができない場合、政府対策本部長は必要な 指示可
		緊急事態	まん延防止																		
	範囲	都道府県単位	市町単位																		
期間	2年以内	6か月以内																			
措置	外出自粛、休業要請等	時短要請等																			
	要請等に従わない場合、命令や公表																				
罰金 (過料)	命令に従わない場合、																				
	30万円	20万円																			
※要請、命令や公表を行う場合、あらかじめ、学識経験者等の意見を聴く必要がある。	第31条の6 ● 感染を防止するための 協力要請等 ● 要請時に応じない場合、 命令も可 ● 要請も命令も公表																				
緊急事態	第45条 ● 協力要請の指示	● 協力要請の命令へ 強化																			
財政支援	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 新たに新設、拡充されたもの </div>	第63条の2、第70条第2項 ● 事業者 (医療機関) 及び地方公共団体に対する財政的な 支援																			

新型コロナウイルス等対策特別措置法の主な改正概要の整理(R3.2.3改正)

区分	変更前	変更後
立入検査	第72条 ● 土地等の使用等での立入検査	左記に加え、 ● 協力要請者等への質問、立入検査可
会議	第70条の2～ ● 「新型コロナウイルス等対策有識者会議」	● 「新型コロナウイルス等対策推進会議」として法に位置づけ
罰則	第76条～第78条 ● 緊急事態下、特定物資の保管命令に対する違反 ● 立入検査への拒否等に対する違反 ● 前記の違反者が法人の場合、その法人にも罰則を適用	左記に加え 第79条 ● 第45条の命令違反 過料の創設 第80条 ● まん延防止等重点措置時の協力要請命令違反 過料の創設

※感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

<参考>まん延防止等重点措置の目安（国レベル）

